河川水質環境基準に係る類型指定について

諮問の趣旨

- ・水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、昭和46年環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。
- ・このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量 (BOD)等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられており、これらのいずれか の類型を当てはめ、水域の類型を指定することとなっている。
- ・類型指定については、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについて は政府が、それ以外の水域については都道府県知事がそれぞれ水域の利用目的や水質汚濁の状況等を 勘案して行うとともに、これらの事情の変化に応じて適宜改定することとされている。
- ・現在、府内河川では、BOD等は 67 河川 81 水域に対し、水生生物の保全に関する項目は 58 河川 63 水域に対し、それぞれ類型指定を行っている。
- ・類型指定については、平成 21 年 6 月に見直しを行い、見直した類型に基づく評価を平成 22 年度に開始してから 5 年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、適切な見直しを行う必要がある。

検討スケジュール(案)

平成 28 年

3月25日 環境審議会に諮問

水質部会において審議

8月頃

パブリックコメント

11 月頃

環境審議会から答申

12 月頃

類型指定について告示

平成29年度から新たな類型に基づいた環境基準の達成状況の評価を実施

(水質部会運営要領(抜粋))

第2 所掌事項等

部会は、水質に係る次の事項について、審議を 行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

(5) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条 第2項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境 基準の類型当てはめ

水質環境基準(BOD)の達成率の推移

	基準値 (BOD)	平成	22 年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
類型		達成状況	達成率 (%)	達成状況	達成率 (%)	達成 状況	達成率 (%)	達成 状況	達成率 (%)	達成 状況	達成率 (%)
А	2 mg/L 以下	27 — 29	93. 1	26 — 29	89. 7	28 — 29	96. 6	27 — 29	93. 1	29 — 29	100
В	3 mg/L 以下	22 — 27	81. 5	20 — 27	74. 1	24 — 27	88. 9	22 — 27	81. 5	23 — 27	85. 2
С	5 mg/L 以下	6 - 8	75. 0	8 - 8	100	7 - 8	87. 5	6 - 8	75. 0	6 — 8	75. 0
D	8 mg/L 以下	10 — 13	76. 9	13 — 13	100	12 — 13	92. 3	12 — 13	92. 3	11 — 13	84. 6
E	10 mg/L 以下	4 - 4	100	4 - 4	100	$\frac{4}{4}$	100	3 - 4	75. 0	4 - 4	100
	合計	69 — 81	85. 2	71 — 81	87. 7	75 — 81	92. 6	70 — 81	86. 4	73 — 81	90. 1

(注)達成状況の上段は達成水域数、下段は類型当てはめの水域数を表す。

府内河川の類型指定・改定の経緯

(BOD等)

***	40T 7F5		指定水域数						
指定・改定年月	概要			В	С	D	E	計	
昭和 45 年 9 月	国が淀川、大和川等の主要河川(20 河川 26 水域)を類型指定 (その後、淀川、神崎川、猪名川、大和川を除く 16 河川は府に移管)	0	1	4	2	4	15	26	
昭和 48 年 3 月	府が泉州の主要河川(20 河川 23 水域)を類型指定	0	10	10	2	5	22	49	
昭和 50 年 10 月	府が淀川、大和川の支川(13 河川 16 水域)を類型指定	0	12	19	4	6	24	65	
昭和53年4月	府が十三間堀川(河川形態喪失)の類型指定を解除	0	12	19	4	6	23	64	
平成4年2月	府が水無瀬川等 9 河川 9 水域を類型指定 安威川下流(2) 及び大阪市内河川の 11 水域の類型を改定 大川の指定範囲を拡大(大川→大川及び城北川)	0	14	20	19	4	16	73	
平成 13 年 3 月	国が神崎川及び猪名川下流(2)の類型を改定	0	14	21	19	5	14	73	
平成 14 年 6 月	府が安威川下流(1)~(3)等9水域の類型を改定	0	17	23	15	5	13	73	
平成 15 年 3 月	国が淀川下流(2)の類型を改定	0	17	23	16	4	13	73	
平成 15 年 5 月	府が神崎川の2次支川等7河川7水域を類型指定 寝屋川等13水域の類型を改定	0	22	27	14	10	7	80	
平成 21 年 3 月	国が猪名川上流の類型を改定	0	23	26	14	10	7	80	
平成 21 年 6 月	府が寝屋川等 15 河川 17 水域の類型を改定	0	29	27	8	13	4	81	

(水生生物の保全)

)			指定水域数					
	指定·改定年月	概要	生物 A	生物 特 A	生物 B	生物 特 B	計	
	平成 18 年 6 月	国が大和川(全域)を類型指定	0	0	1	0	1	
	平成 21 年 6 月	府が 54 河川 59 水域を類型指定	9	0	51	0	60	
	平成21年11月	国が淀川(全域)、神崎川(安威川、猪名川 を除く神崎川)、猪名川(2)(ゴルフ橋より 下流)を類型指定	9	0	54	0	63	

現在の類型指定の状況

			現在	の類型
区分	河川水域名	範 囲	BOD 等	水生生物の 保全
	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	BA	生物Bイ
	定川下流(2) 船橋川	長柄堰より下流全域	Cイ Bハ	生物Bイ
淀	穂谷川	全域	BA	生物Bイ
川水	檜尾川	全域	Вイ	生物Bイ
域	天野川	奈良県界より下流	BA	生物Bイ
	芥川(1) 芥川(2)	京都府界から塚脇橋まで 塚脇橋より下流	Aイ Aイ	<u>生物 A イ</u> 生物 B イ
	水無瀬川	全域	A	生物Aイ
	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B□	生物Bイ
	安威川上流 安威川下流(1)	茨木市取水口より上流 茨木市取水口から戸伏まで	<u>Aイ</u> Aイ	<u>生物 A イ</u> 生物 B イ
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	A	生物Bイ
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	B□	生物Bイ
抽	佐保川及び茨木川 大正川	全域 全域	Aイ Aイ	<u>生物 B イ</u> 生物 B イ
神崎	勝尾寺川	全域	Α□	生物Bイ
1 1	猪名川上流	箕面川合流点より上流	Aイ	生物Bイ
水域	猪名川下流(2) 箕面川(1)	藻川分岐点から藻川合流点まで 箕面市取水口より上流	Dイ Aイ	生物Aイ
-	箕面川(2)	英国中取が口より工派	A1 A1	生物Bイ
	余野川	全域	Aイ	生物Aイ
	<u>千里川</u> 田尻川	全域 兵庫県界より上流	Aイ Aイ	<u>生物 B イ</u> 生物 A イ
	一庫·大路次川	兵庫県乔より上派 京都府界から兵庫県界まで	<u>A1</u> Aイ	生物A1
	山辺川	全域	Αイ	生物Aイ
1_1	寝屋川(1) 寝屋川(2)	住道大橋より上流 住道大橋より下流	Cイ Dロ	生物Bロ
寝屋	浸座川(2) 恩智川	住退入橋より下流 全域	Dロ Dイ	_
JII	古川	全域	DΠ	-
水域	第二寝屋川	全域	D/	-
-24	平野川分水路 平野川	全域 全域	<u>Dイ</u> Dイ	-
	大川	大川全域及び城北川全域	B1	生物Bイ
	堂島川	全域	B1	生物Bイ
1 _	土佐堀川 	全域	<u>Cイ</u> Bイ	生物Bイ
大阪	正蓮寺川	全域	B1	生物Bイ
市	六軒家川	全域	Вſ	生物Bイ
内河	安治川 尻無川	全域 全域	<u>Bイ</u> Bイ	<u>生物 B イ</u> 生物 B イ
Ш	木津川	全域	B1	生物Bイ
	木津川運河	全域	Вſ	生物Bイ
	住吉川 東横堀川	全域	Bロ Bイ	生物Bイ
	石川	全域	B1	生物Bイ
	千早川	全域	Αſ	生物Bイ
	天見川 石見川	全域 全域	<u>Bイ</u> Aイ	<u>生物 B イ</u> 生物 A イ
ᄎ	飛鳥川	全域	CD	生物Bイ
和川	梅川	全域	Αſ	生物Bイ
水	佐備川 大和川中流	全域 桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C/ C/\	生物Bイ
域	大和川下流	浅香山から下流	D/\	生物Bイ
	東除川	全域	CD	生物B口
	西除川(1) 西除川(2)	狭山池流出端より上流 狭山池流出端より下流	B¤ D¤	<u>生物 B イ</u>
	石津川	全域	Dイ	
	和田川	全域	CD	生物Bイ
	大津川上流 大津川下流	泉大津市高津取水口より上流 泉大津市高津取水口より下流	Bロ Dイ	<u>生物 B イ</u>
	牛滝川	全域	ВП	生物Bイ
	松尾川	全域	BA	生物Bイ
	模尾川 父鬼川	<u>全域</u> 全域	Bイ Aイ	<u>生物 B イ</u> 生物 B イ
	春木川	全域	Dイ	-
泉州	津田川	全域	E/	-
諸	近木川上流 近木川下流	和谷川合流点より上流 和谷川合流点より下流	<u>Bイ</u> Dイ	_ 生物 B イ
河川	見出川	全域	Εイ	-
水	佐野川	全域	Eイ	-
域	型 型井川上流 型井川下流	兎田橋より上流 兎田橋より下流	Bイ Eイ	<u>生物 B イ</u> -
	男里川	全域	Aイ	生物B口
	金熊寺川	全域	Aイ	生物Bイ
		<u>全域</u> 全域	Aイ Aイ	<u>生物 B イ</u> 生物 B イ
	番川	全域	Aイ	生物Bイ
	大川	全域	Aイ	生物Bイ
	東川 西川	<u>全域</u> 全域	<u>Aイ</u> Aイ	<u>生物 B イ</u> 生物 B イ
ш				_ 10 D 1



注1:網掛けは国が類型指定を行う水域を示す。

注2:「一」は類型指定がされていないことを表す。

注3:達成期間の分類は次のとおり

イ:直ちに達成

口:5年以内に可及的速やかに達成

ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

(BOD等5項目)

				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
Α	水道2級、水産1級、水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
В	水道3級、水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
С	水産3級、工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	_
D	工業用水2級、農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	_
Е	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められない こと	2 mg/L 以上	_

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均 値の75%値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと 判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している 場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水生生物の保全に関する3項目)

		基準値					
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)			
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生	0.03mg/L	0.001mg/L	0.03mg/L			
	生物及びこれらの餌生物が生息する水域	以下	以下	以下			
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下			
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及	0.03mg/L	0.002mg/L	0.05mg/L			
	びこれらの餌生物が生息する水域	以下	以下	以下			
生物特 B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は	0.03mg/L	0.002mg/L	0.04mg/L			
	幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	以下	以下	以下			

基準値は、年間平均値とする。